

[事案 24-206] 満期保険金支払請求

・平成 25 年 12 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

妻が自分に無断で契約者貸付を受けたため、満期保険金を受け取ることができなくなったことを理由に、契約者貸付を無効とし満期保険金および慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 56 年 12 月に定期付養老保険に契約したが、平成 23 年 11 月末をもって満期終了したため、満期保険金の支払いを請求したところ、昭和 62 年および平成 1、2、4 年に利用した契約者貸付等により、支払いがない旨の通知を受けた。以下の理由により、契約者貸付を無効とし、満期保険金および慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 契約者貸付等を利用したのは妻であり、その事実を全く知らなかった。また、募集人は、自宅にて、妻と対面して契約者貸付等の書類を作成しており、契約者貸付等を利用したのが自分でないことを認識していた。
- (2) 保険会社および募集人は、妻による印鑑等無断使用の可能性も考えられることから、契約者である自分の意思確認をする必要があるにもかかわらず、これを怠った。
- (3) 保険料を払い続けている一方で、契約者貸付の残高をそのまま放置していることは極めて不自然な状態であり、契約が満期終了するまで漫然と放置し、20 年近くも複利で利息を加算し続けた保険会社の行為は信義則に反する。
- (4) 本件が発覚した際、自宅を訪問した募集人と募集人の配偶者から、恫喝まがいの行為を受け、多大な精神的苦痛を被った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約者貸付手続等については、保険証券の提出を受けたうえで届出印が押印されており、貸付金についても契約者本人口座への送金を行っている。
- (2) 契約者貸付の状況について毎年通知を行っているにもかかわらず、申立人から何らの申出もなかったこと等を考えると、本貸付は申立人の意思にもとづいて行われたものと言える。
- (3) たとえ妻が申立人に無断で貸付手続を行っていたとしても、当社はそれを知らず、保険証券・届出印による確認等により、相当の注意義務を尽くしているため、民法 478 条（債権の準占有者に対する弁済）の類推適用により本貸付は有効であると考えられる。
- (4) 募集人が、当社とは無関係の配偶者を伴い申立人宅を訪問したことにより申立人を困惑させた事実はあるものの、その際、申立人を恫喝したというような行動は取っておらず、不法行為にもとづく損害賠償責任を負うことはない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、申立人の妻、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、契約者貸付の申込等は妻が申立人に無断で行ったものであるので、無権代理であり無効（民法 113 条 1 項）である。また、貸付にあたり申立人の意思を確認していないことは保険会社の過失であり、民法 478 条の類推適用ができず無効であるとの主張。慰謝料請求については、民法 715 条による使用者責任を主張しているものと判断する。

2. 契約者貸付の効力

- (1) 申立人は、契約者貸付申込書の署名押印は自らが行ったものではないと主張している。この事実を明らかにするためには署名の筆跡鑑定等が必要であるが、当審査会には同鑑定手続がないため、この点を判断することは困難であり、本署名が申立人の自署ではないものと仮定して以下検討する。
- (2) 法律行為は契約の当事者自らが行うことが原則であるが、他人にこれを委ねることも認められており、この代理行為が有効であるためには、代理人に本人を代理する権限が必要となる。
- (3) 申立人および妻は居酒屋を経営しており、居酒屋の資金繰り等は妻が担当し、生活に必要な金銭のやりくりも妻が担当していた。本契約者貸付も、必要な資金を得るためのものであり、契約者貸付の貸付残高や利息については、保険会社から申立人に対し定期的に報告がなされているが、申立人はこれを見たことはない旨主張していることから、保険の管理も妻に委ねていたものと推定される。
- (4) 本借入は、経済的実態に即して考えれば、新たな借財というよりはむしろ現在ある資産の一時的な取り崩しであり、本契約者貸付を受ける妻の行為は、明示または黙示に申立人に授權された権限の範囲内の行為であるものと認められる。よって、本契約者貸付にもとづく借入行為は有効であるから、保険会社の行った満期返戻金との相殺も有効であるといえる。
- (5) また、保険料を支払わなければ保険契約は失効し、契約者は同時に契約者貸付金を精算しなければならなくなるため、契約者貸付の返済をしないまま保険料を支払うことは多く存在することであるから、この一事をもって信義則違反とすることはできない。

3. 不法行為の主張について

申立人は、募集人の配偶者が申立人を恫喝したと主張するが、申立人の事情聴取によってもその恫喝の具体的内容を特定することができず、不法行為があったと認定することは困難である。また、募集人の配偶者は保険会社の被用者ではないので、仮に同人が恫喝したからといって、保険会社が民法 715 条の使用者責任を負うことにはならない。